



# 介護保険被保険者の方へ 通所リハビリのご案内

当クリニックでは多くの患者様に外来リハビリを受けて頂けますよう  
**介護保険被保険者**の患者様には、可能な限り早期に介護保険を  
 利用しての**通所リハビリ**へ移行をお願いしています。  
 ※当クリニック併設の通所リハビリを利用して頂くことも可能です  
 ※疾患や症状によってはこのかぎりではありません

## ○介護保険被保険者とは？

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方 	40歳以上65歳未満の健保組合、全国健康保険協会、市町村国保などの医療保険加入者  40歳になれば自動的に資格を取得し、65歳になると自動的に第一号被保険者に切り替わります 
受給要件	・要介護状態 ・要支援状態	・要介護、要支援状態が、老化に起因する疾病（特定疾病）による場合に限定



## ○介護保険被保険者の方へ

すでに要介護・要支援認定を受けている方は担当のケアマネジャーへ  
 ご相談ください。  
 ※通所リハビリ開始までの期間は外来リハビリを受けて頂けます。

要介護・要支援認定を受けていない方は、外来リハビリを行いながら  
 介護保険の申請方法や利用方法、通所リハビリについてスタッフが  
 ご説明します。  
 ※この場合可能な限り早期に介護保険の申請、通所リハビリへの移行をお願い致します。

## ○外来リハビリと通所リハビリの違い ※当法人の場合

外来リハビリは医療保険を利用します。1回20分～60分で  
 週に1～2回程度ご利用が可能です。外来リハビリには期限があり  
 2～3ヶ月を目途にリハビリ終了となります。

通所リハビリは介護保険を利用します。1回約75分で要介護度によ  
 ってご利用回数、料金が変わります。  
 要介護・要支援の認定を受けている間はリハビリを受けられる期間に  
 制限がなく、ご自宅・施設間の送迎サービスの利用が可能です。

まとかた大西クリニック